

令和8年度 第2回大島町農業委員会総会議事録

令和8年度定例大島町農業委員会が、令和8年5月25日（月）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|---------|--------|---------|--------|---------|
| 1、山本政一 | 2、笠間隆夫 | 3、五十嵐初代 | 4、島村春彦 | 5、三田一也 |
| 6、中拂晶 | 7、鎌原道夫 | 8、向山吉昭 | 9、中山定彦 | 10、新保鐵雄 |
| 11、中村富長 | | | | |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- 1、澤田波夫

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

中村大樹 産業課長
山田貴訓 農業係長
河西健知 主事

5、付議された案件

日程第1：農地の権利移動の許可について

日程第2：その他

6、本日の書記は次の通り

河西健知 主事

中拂議長 それでは令和8年度第2回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中11名、欠席委員は0名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。なお推進委員の方は1名中1名参加していただいております。それでは本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配付している日程表の通りといたしますが、ご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

中拂議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は10番委員と2番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局の河西氏を指名いたします。それでは、日程第1「農地の権利移動の許可について」について議案第1号を上程いたします。事務局より説明お願いいたします。

事務局（河西）はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第1号をご説明いたします。申請人及び譲受人は、□□▲▲番▲、〇〇、▲▲歳。譲渡人は□□▲▲番▲、〇〇、▲▲歳。申請地は、□□▲▲番、面積は▲▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を死因贈与にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、男▲名。既存の農業機械等は草刈り機2台です。4ページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□、目の前に位置します。説明は以上です。

中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。

笠間委員 はい。

中拂議長 はい。2番。

笠間委員 はい。4ページみてもらうと、場所はわかるんですけど、ここは□□の□□への□□になっていまして、はっきり言ってここは、せいぜい通れるのは人か一輪車を押して、二輪のリヤカーでもどうかと。けど本人はやる気がありまして、草刈りをはじめて、トバクサでしたけど、それから手間はかかるけど、やる気はあると。このまま放棄地にしとくのも考えると、うん。あとこれ死因贈与というのは、私も知らなかったですけど、自分が死んだら誰々にくれるという約束をしていて、血縁の人もこれで了解していると。ちゃんと所有者移転できて、なおかつ耕作してくれれば問題ないということで。説明は以上です。

中拂議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います

（全員 挙手なし）

中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長 日程第1、議案第1号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

中拂議長 全員賛成ということで、議案第1号については原案通り承認されました。続きまして、日程第1「農地の権利移動の許可について」について議案第2号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（河西）はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第2号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲▲番地、〇〇、▲▲歳。譲渡人は□□▲▲号□□、〇〇、▲▲歳。申請地は、□□番▲▲、面積は▲▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を無償にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、男▲名。既存の農業機械等は草刈り機1台です。7ページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□側へ▲▲m程進んだところ位置します。説明は以上です。

- 中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。
- 鎌原委員 はい。
- 中拂議長 はい。４番。
- 鎌原委員 ▲▲坪ほどの小さな畑なんですけど、トバクサで大変な作業になると思うんですけど、現在遊休農地ですけれども、こないだ行った時には今度やる人が草刈りをしていました。そこで夏野菜を栽培するということを言っておりました。周りは木があるんですけど日当たりは良さそうで風の影響はなさそうです。以上です。
- 中拂議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います
(全員 挙手なし)
- 中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。
- 中拂議長 日程第１、議案第２号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員 挙手)
- 中拂議長 全員賛成ということで、議案第２号については原案通り承認されました。続きまして、日程第１「農地の権利移動の許可について」について議案第３号を上程いたします。事務局より説明お願いいたします。
- 事務局（河西） はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第３号をご説明いたします。申請人及び借り受人は□□▲▲、〇〇、▲▲歳。貸し渡人は□□▲▲番、〇〇、▲▲歳。申請地は、□□番▲、面積は▲▲㎡でございます。申請事由ですが、借り受人である〇〇は、貸し渡人である〇〇より申請地を有償にて賃借し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、男▲名、女▲名。既存の農業機械等は特にありません。１０ページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□側へ▲▲m程進んだところ位置します。なお賃借期間は▲年間で設定しています。説明は以上です。
- 中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。
- 笠間委員 はい。
- 中拂議長 はい。２番。
- 笠間委員 この場所はですね、貸し渡し人が〇〇さんっていうのは、以前、〇〇をやっていた〇〇さんの〇〇。で、〇〇さんは結構まめにやっている人でやっていることがうかがわれる所で、〇〇さんが亡くなってから手つかず。このままいけば耕作放棄地になっていくと、あと南の木が何本か植わっていて、キウイの木なんですけど、ちゃんと手入れすれば収穫できる状態にはなると、だから手をかけていく人がいるということは、これは問題なしというふうに見ました。以上です。
- 中拂議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います

(全員 挙手なし)

中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長 日程第1、議案第3号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

中拂議長 全員賛成ということで、議案第3号については原案通り承認されました。続きまして、日程第1「農地の権利移動の許可について」について議案第4号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(河西) はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第4号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲▲番地、〇〇、▲▲歳。譲渡人は□□▲▲番地、清算人 〇〇。申請地は、□□▲▲番▲▲、▲▲、面積は合計で▲▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である清算人 〇〇より申請地を無償にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、女▲名。既存の農業機械等はユンボ1台、ミニショベル1台です。13ページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□、□□から□側へ▲▲m程進んだところに位置します。説明は以上です。

中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。

向山委員 はい。

中拂議長 はい。8番。

向山委員 あ、まず最初に清算人って書いてある〇〇さん。この人は〇〇のこれまでの貸し借り等の関係に清算、結末をつける人、そういう意味あいです。議案4号農地法3条、農地の権利移動の許可について補足説明をします。令和8年5月18日、地元委員、中村さん、澤田さん私、事務局、河西さん申請者、〇〇さんにて現地調査見回りをしました。その結果3委員とも申請通り異議なしと認めましたので各委員の方々も不耕作地解消のためによりしくお願いいたします。申請地内は平坦で日照時間も長く海岸からも離れており塩害も考えられません。近隣への雨水、土砂流出も周りが土手となっており考えられません。申請地内は現在、トマト、ジャガイモ、ビワの木、柿の木等が植わっております。これから夏野菜等を作付けする予定とのことです。申請地の周りは雑木に覆われており防風林となっています。申請地は□□畑、□は□□畑、近くに□□があります。農業用水は敷設なしです。家庭用水道もなしです。ただし、隣の方の水道を利用させていただき、散水するとのことです。以上、補足説明を終わります。

中拂議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います

鎌原委員 はい。

中拂議長 はい。7番。

鎌原委員 ▲▲番▲▲、▲▲の土地は両方とも□□地区？

事務局(河西) ▲▲番▲▲、▲▲どちらとも□□畑です。

- 鎌原委員 ありがとうございます。
- 中拂議長 他、何かご意見ありますか。
- (全員 挙手なし)
- 中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。
- 中拂議長 日程第1、議案第4号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員 挙手)
- 中拂議長 全員賛成ということで、議案第4号については原案通り承認されました。続きまして、日程第1「農地の権利移動の許可について」について議案第5号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(河西) はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第5号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲▲番▲▲、〇〇、▲▲歳。譲渡人は□□▲番▲▲号、〇〇、▲▲歳。申請地は、□□▲▲番▲、面積は▲▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇よりより申請地を有償にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、女▲名。既存の農業機械等は軽トラック1台、耕運機1台です。16ページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□側へ▲▲m程進んだところ位置します。説明は以上です。
- 中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。
- 三田委員 はい。
- 中拂議長 はい。5番。
- 三田委員 5月15日に現地視察に行きまして、申請人は〇〇さんで〇〇ですね、反対側のほうに□□をもっていると。で、そちらのほうに□□いる方が農業を出来るような環境、ある意味では農作業をしながら□□ができるような□□をするよう□□をしたいということです。面積は約▲▲㎡と大きな畑ですし、前任の人的一生懸命やっていた感じもします。今手を付ければどうにか畑としてこれだけの農地が復活するということもあります。□□に勤めながら農地のため農業のためにも良いと思います。以上です。
- 中拂議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います
- 島村委員 はい。
- 中拂議長 はい。4番。
- 島村委員 これ、以前何やっていた畑なの？
- 三田委員 残置物から考えると、ブバルとかを作っていた気がします。やっていたものはわかりません。
- 島村委員 これ、□□に隣接する農地で□□に開放して、やらせる感じなの？
- 三田委員 □□が□□ながら□□できる、□□が主体になって農業をするんじゃないくて、内地でやっているような□□、□□の□□ってところです。
- 中拂議長 他、何かご意見ありますか。

- 笠間委員 はい。
- 中拂議長 はい。2番。
- 笠間委員 これ、□□っていうことだけど、大島でもそういうの推奨しているの？
- 中拂議長 それについては東京都のほうでは推奨していて、□□っていうことで年いくらっていう料金を取って、農家の方が農地を区切って一般の人に開放している。それで指導を農家の方がしている。島しょ地区についても、やってみてはどうかという話はよく聞きます。当然、大島町でもそういうふうなのは出てきても良いかなと思います。
- 笠間委員 わかりました。
- 三田委員 申請のときに事務局に営農計画がでている？
- 事務局（河西） はい。ジャガイモ、サツマイモ、スイカ、トウモロコシを栽培する営農計画が出ています。
- 三田委員 その通りやってくれば良いと思います。
- 中拂議長 他、何かご意見ありますか。
- （全員 挙手なし）
- 中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。
- 中拂議長 日程第1、議案第5号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- （全員 挙手）
- 中拂議長 全員賛成ということで、議案第5号については原案通り承認されました。続きまして、日程第1「農地の権利移動の許可について」について議案第6号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局（河西） はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第6号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲▲番▲、〇〇、▲▲歳。譲渡人は□□▲▲番▲号、〇〇、▲▲歳。申請地は、□□▲▲番▲、面積は▲▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を無償にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、男▲名、女▲名。既存の農業機械等は耕運機1台です。19ページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□側へ▲▲m程進んだところ位置します。説明は以上です。
- 中拂議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。
- 三田委員 はい。
- 中拂議長 はい。2番。
- 三田委員 現地確認に行きまして、□□になっているんですけど、一軒の農家が農業出来るような面積になっていて、今は木で覆われていてそれを伐採していけばいい畑になると、本人も農業をやりたいということですので、不耕作地解消のためにも頑張っていただければと思います。意欲もありますし、以上です。
- 中拂議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

- 笠間委員 はい。
- 中拂議長 はい。2番。
- 笠間委員 この譲受人と譲渡人の血縁関係は？
- 事務局（河西） はい、全くありません。
- 笠間委員 全くないけど無償で。
- 事務局（河西） はい。資料の通り譲渡人の人は□□の人で、きっかけなどは特に聞いていません。
- 笠間委員 わかりました。
- 向山委員 はい。
- 中拂議長 はい。8番。
- 向山委員 あの、このように若い人が農業に携わるのは良いことだと思いますよ。
- 中拂議長 他、何かご意見ありますか。
- （全員 挙手なし）
- 中拂議長 よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。
- 中拂議長 日程第1、議案第6号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- （全員 挙手）
- 中拂議長 全員賛成ということで、議案第6号については原案通り承認されました。
- 中拂議長 続きまして、日程第2、その他についてですが、事務局から何かありますか。
- （事務局 なし）
- 中拂議長 特にないようですので、これをもちまして第2回大島町農業委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員